

大阪市家庭系ごみ収集輸送事業
経営形態変更にかかる市場調査
(提供用資料)

大阪市

平成 25 年 8 月

1 経営形態の変更を想定する家庭系ごみ収集輸送事業の内容

1.1 対象地域

- 全市域（24行政区）を対象とし、分割単位については、現行の環境事業センター（11か所）を収集輸送効率及び施設の有効利用の観点から9つに統合し、9分割（ブロック）することを想定している。

	センター名	行政区
1	北部環境事業センター	北
		都島
2	東北環境事業センター	淀川
		東淀川
3	城北環境事業センター	旭
		城東
		鶴見
		東成
4	西北環境事業センター	福島
		此花
		西淀川
5	中部環境事業センター	阿倍野
		東住吉

	センター名	行政区
6	中部環境事業センター 出張所	中央
		浪速
		天王寺
7	西部環境事業センター	西
		港
		大正
8	西南環境事業センター	住之江
		住吉
		西成
9	東南環境事業センター	生野
		平野

- 各ブロックにおける、以下の家庭系ごみの収集輸送事業を業務委託の形式で民間化する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①普通ごみ収集 ②資源ごみ収集 ③容器包装プラスチック収集 ④古紙、衣類収集 ⑤拠点回収業務 ⑥ふれあい収集 ⑦不法投棄等の緊急対応及び死獣回収業務 ⑧その他附帯業務等 |
|---|

- 収集頻度・収集時間帯については、定曜日・定時間収集を基本とする。
- 乗車人数は、市民サービス水準の維持、並びに、労働安全衛生の確保及び道路交通法の遵守の観点から、3人を原則とする。ただし、上記観点を実現する限りにおいて、収集場所や方法等によっては2人も可能とする。

1.2 受託者の募集

- 受託者の募集は、9つの環境事業センターごとに行う。
- 一つの受託者が受託可能なセンターは、最大4センターとする。
- 受託者は、本事業を安定的かつ継続して実施するため、本事業実施期間中、本市との間で後述の事業運営会社に対して支援を行う旨を定めた協定を別途締結するものとする。

2 事業実施の条件等

2.1 事業運営会社の設立等

- 受託者は事業運営会社を新たに設立する。
- 受託者は一つのブロックごとに一つの事業運営会社を設立するものとする。ただし、一つの受託者が複数のブロックを受託した場合は、一つの事業運営会社のみを設立し当該事業運営会社が複数のブロックの業務を遂行することも認めるものとする。
- 事業運営会社は本市との間で家庭系ごみの収集輸送事業に係る業務委託契約を締結する。
- 事業運営会社は委託業務以外の業務を実施することができる。

2.2 資産の移管・賃貸借

2.2.1 環境事業センターの土地・建物等

- 事業運営会社は環境事業センターの土地・建物を5年間に限り賃借することができる。
- 賃料については、大阪市不動産評価審議会へ付議し算定することを想定している（コストモデル上は、本市「行政財産目的外使用許可の使用料算定」に基づき算定しており、変更する可能性がある）。
- コストモデル（平均的な規模の環境事業センター）での賃料は、年間 約8,700万円となる。

2.2.2 車両

- 事業運営会社は車両を市から買い取ることができる。買取価格は、適正な簿価とする。
- コストモデル（平均的な規模の環境事業センター）における車両の台数、車両の種類、金額は下記の通りである。

車種	所有台数 (台)	買取想定額 (万円)
軽四輪車	29	827
小型四輪車	5	897
小型パッカー車	13	2,428
中型パッカー車	2	193
小型プレス車	22	2,244
合 計	71	6,589

2.2.3 物品等

- ▶ 事業運営会社が環境事業センターの土地・建物を賃借する場合には、環境事業センターに備置する物品等のうち購入価額5万円以上の物品について市から適正な簿価で買い取ることをし、その他の物品について市から無償譲渡を受けることとする。
- ▶ コストモデル（平均的な規模の環境事業センター）における物品等（購入価額5万円以上の物品）の点数、主な物品等、金額は下記の通りである。

点数	主な物品等	買取想定額（万円）
20	・ 高圧洗浄機等 ・ デジタル電話交換設備 ・ 耐火金庫	51

2.3 業務委託期間

- ▶ 業務委託期間は平成26年10月1日から平成31年9月30日までの5年間とする。

2.4 委託料試算

- ▶ 次の委託料試算額（目安額）は、コストモデル（平均的な規模の環境事業センター）による試算した数値を記載している。
- ▶ 委託料は月次で支払うものとする。

委託料試算額<目安額>						(単位: 百万円)
平成26年10月1日～ 平成27年3月31日	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成31年4月1日～ 平成31年9月30日	合計
883	1,759	1,750	1,741	1,733	862	8,728

2.5 職員移管

2.5.1 移管する職員数

- 事業運営会社は家庭系ごみの収集輸送事業に従事する大阪市の職員の移管を受け、正規雇用するものとする。
- コストモデル（平均的な規模の環境事業センター）における職員数は、約170人である。ただし、具体的員数はセンター毎に異なる。
- 事業運営会社は、移管時点で従事しているブロックの職員の員数に相当する人員を雇用するものとする。ただし、いずれの職員を雇用するか否かについては、事業運営会社と当該職員の合意に委ねる。
- 事業運営会社が移管時点で従事しているブロックの職員の員数に相当する人員を雇用できない場合の取扱いについては別途協議する。

2.5.2 給与及び雇用条件等

- 移管職員との契約形態は正規雇用とする。
- 移管の際の給与及び雇用条件は、移管時点のそれらを前提とする。
- コストモデル（平均的事業センター）では、移管職員の給与等（各種手当、賞与を含む）については、便宜上、平成25年度の職員1人あたりの見込み額ベースを使用し、算定している。
- 事業運営会社は、移管職員との雇用契約に基づき、本市委託業務以外の業務に従事させることができる。

2.6 リスク管理

➤ 想定されるリスク分担については、下記のリスク分担表のとおりとする。

リスクの種類	内容	市	事業運営会社
契約手続リスク	事業運営会社の責めによる契約遅延及び停止		●
	市の責めによる契約遅延及び停止	●	
業務開始遅延リスク	事業計画の作成を含む事業運営会社の準備等に起因する業務の開始遅延		●
要求水準未達リスク	要求水準の未達成		●
第三者賠償リスク	交通事故を含む業務遂行に起因して発生した事故に関する損害賠償		●
経済リスク	物価上昇、資金調達、金利変動によるコスト上昇		●
労使問題リスク	ストライキ等の争議行為による事業の停止		●
業務中止リスク	事業運営会社の責めによる業務中断及び中止		●
	市の責めによる業務中断及び中止	●	
不可抗力リスク *	地震・風水害等の天災	●	
計画変更リスク	事業運営会社の責めによる事業計画、要求水準の変更		●
	市の責めによる事業計画、要求水準の変更	●	
制度関連リスク	関係法令等、税制度の変更に関するもの		●
倒産リスク	破産、会社更生、民事再生		●
附帯事業リスク	附帯事業の実施に関するもの		●

(*)不可抗力リスクについては、「2.7 相互協力協定」に基づき、対応するものとする。

2.7 相互協力協定

➤ 事業運営会社は、家庭ごみ収集輸送事業を円滑に実施するため、市及び他の事業運営会社との間で相互協力協定を締結し、相互協力するものとする。

3 受託者の選定

3.1 受託者の要件

➤ 受託者は法人格を有する団体とする。なお、複数の受託者による共同受託も認める。

3.2 選定方法

➤ 受託者の選定は、提案書に基づく、コンペ方式とする。

3.3 審査基準

- 審査にあたって、以下の項目を総合的に判断する。
 - ✓ 当該事業の目的に対する理解
 - ✓ 競争力強化の取り組み
 - ✓ サービス水準
 - ✓ 実施体制
 - ✓ 委託料
 - ✓ 職員の処遇
 - ✓ リスク管理
 - ✓ 財政状態
 - ✓ 初期投資額

3.4 協定の締結

- 優秀提案者は本市との間で事業運営会社の設立等に関する基本協定を締結する。
- 優秀提案者は上記協定に基づき事業運営会社を設立する。事業運営会社は優秀提案者の100%子会社とするが、共同受託の場合には、共同事業者間で全株式を保有すれば足りる。

3.5 スケジュール

日程	内容
平成25年11月	公募の開始
平成25年12月	説明会開催
平成26年1月	提案書等提出期限
平成26年1月	審査委員会（応募者の評価）
平成26年2月	優秀提案者の決定
平成26年4月	基本協定の締結（市と優秀提案者）
平成26年4月	事業運営会社の設立
平成26年7月	業務委託契約の締結（市と事業運営会社）
平成26年7月	出資者支援協定の締結（市と出資者）
平成26年10月	業務開始